

輪島市監査公表第5号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、輪島市監査基準に準拠し執行した監査の結果について、同条第9項及び同基準第17条の規定に基づき、次のとおり公表します。

令和7年3月19日

輪島市監査委員 飛岡 穓

輪島市監査委員 一二三 秀仁

## 定期監査結果報告

### 1 監査の種類

財務監査及び行政監査

### 2 監査実施日

令和6年11月6日

### 3 監査の対象

市立輪島病院、上下水道局

### 4 監査の着眼点

- (1) 事務事業が法令や条例等に従って適正に行われているか
- (2) 資料等の計数が正確であるか
- (3) 最小の経費で最大の効果を挙げているか
- (4) 能率的な事務処理が行われているか
- (5) 所期の目的を達成し効果を上げているか
- (6) 前回監査等での指摘事項、意見に対する措置状況について

### 5 監査の実施内容

令和6年度の事務事業（令和5年度の関連分を含む）について、事前提出された監査資料を財政的観点に基づき審査し、関係職員から説明を聴取し実施した。また、行政的観点に基づいた審査もあわせて実施した。

### 6 監査の結果

監査した財務に関する事務及び行政事務については、概ね適正に執行されていると認められた。監査対象に対しては、次のとおり改善について検討を求める事項として意見を付す。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。

## 【市立輪島病院】

### 「意 見」

震災による職員（看護師等）の離職や入院患者数の減少で震災前の病床数までは回復していない状況であり、病院本体の復旧工事や医療機器等の購入、修繕等で厳しい経営を強いられている。市内の介護施設も被災により入居者が市外に移り、経営が厳しい状況である。復旧復興には相当時間がかかり、収益の増加に結び付けることは容易ではない。そのような中で輪島病院は、令和6年4月から院内で要介護者を受け入れる「介護医療院」を開設したことは、高齢化率が高い当市にとって、介護と医療の両サービスを一体的に提供できる意義は大きい。市外の避難先から戻り、医療院に入ることで要介護者も安心できるし、市外の福祉施設の負担軽減にもつながることになる。病院経営にとっても重要なことである。この大災害を機にBCPの見直しを図るとともに、今後も地域の公立病院としての役割を認識し、地域住民のために努力していただきたい。